

令和8年度森林経営管理に係る
森林境界明確化及び意向調査等業務委託
提案競技募集要項

令和8年5月

福岡市農林水産局森づくり推進課

1 委託件名

令和8年度森林経営管理に係る森林境界明確化及び意向調査等業務委託

2 募集内容、仕様、その他詳細

資料1「提案書作成要領」及び資料2「仕様書(提案競技時)」を参照ください。なお、1事業者1提案とし、複数の提案は認めません。

3 事業実施期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

※令和9年度の契約について

本提案競技は、令和8年度の単年度契約の相手方を選定するものです。しかし、本業務は令和9年度まで継続して実施するものであり、年度を跨る案件等に対して同一の受託者が継続して取り組むことでより効果的な対応が可能となることから、令和9年度については、市の予算措置がなされた場合で、かつ本業務委託の受注者が前年度の業務委託を完全かつ良好に履行した場合に限り、当該受注者と特命随意契約をする場合があります。

4 契約上限金額(令和8年度契約分)

28,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※提案価格が契約上限金額を超える場合は失格とする。

5 スケジュール

- | | |
|-----------------|------------------|
| (1) 募集開始/質問受付開始 | 令和8年5月20日(水) |
| (2) 質問締切 | 令和8年6月3日(水)17時 |
| (3) 参加申込締切 | 令和8年6月16日(火)17時 |
| (4) 参加辞退締切 | 令和8年6月19日(金)17時 |
| (5) 提案書締切 | 令和8年6月26日(金)17時 |
| (6) プレゼンテーション | 令和8年7月9日(木)(予定) |
| (7) 事業者決定 | 令和8年7月10日(金)(予定) |
| (8) 契約締結 | 令和8年8月3日(月)(予定) |

※提案競技に関する説明会は実施しません。

6 参加資格

次の各号に掲げる資格(以下「参加資格」という。)を有する者でなければこの提案競技に参加することができません。複数の事業者で構成する共同企業体(以下「JV」という。)として参加する場合は、JVのすべての構成員が参加資格を有する必要があります。なお、JVとして参加する場合は、構成員のすべてがその他のJVの構成員及び提案者になることはできません。また、申請提出後の代表団体及び構成員の変更は認められません。

- (1) 福岡市内に本社、支社、支店、営業所等がある者。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領(以下「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を

受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

- (4) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (5) 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 令和元年度から令和8年度までに、国、都道府県、市又は独立行政法人が発注する本業務委託と同種または類似業務の実績がある者であること。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

7 提案競技に関する質問及び回答

(1) 質問の方法

「質問書（様式1）」により、電子メールでのみ受け付けます。

「17 問い合わせ先・提出先」のメールアドレスに提出し、未受領防止のため、提出を行った旨を電話で連絡してください。

また、メールの標題は「【令和8年度森林経営管理に係る森林境界明確化及び意向調査等業務委託】提案競技に関する質問（事業者名）」としてください。

(2) 質問受付期間

令和8年6月3日（月）17時まで

(3) 質問への回答

質問に対する回答は、令和8年6月9日（火）までに福岡市ホームページに掲載します。質問の回答が基本仕様書等の内容と相違する場合は、質問の回答をもって基本仕様書等の内容に変更があったものとします。

※参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については、市は回答しないことができるものとします。

【掲載場所】

福岡市ホームページ>経済・産業・ビジネス>入札・契約・公募>各所管課が公募する競争入札、提案競技等>質問と回答

8 参加申込

本件に参加を希望する場合は、上記6の参加資格を確認し、下記のとおり提案協議参加申込書等を提出してください。

(1) 提出期限

令和8年6月16日（火）17時まで（必着）

(2) 提出方法

「17 問い合わせ先・提出先」に持参又は郵送にて提出してください。

持参の場合は、土日祝日を除く9時から17時までに持参してください。郵送の場合は、特定記録又は簡易書留とし、提出期限必着で提出してください。電子メールでの提出は不可とします。

(3) 提出部数

各1部

(4) 提出書類

共同提案の場合は、それぞれの法人の書類を提出してください。また、提出の際には①の添付書類の右下の余白に共同参加の相手を記載してください。なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、③～⑧の提出を免除します。

① 提案競技参加申込書兼秘密保持誓約書（様式2）

② 委任状（様式3）

- ・この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、様式3により委任状を作成して提出すること。

③ 登記事項証明書

- ・法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。
- ・発行後3か月以内の原本であること。

④ 市町村税を滞納していないことの証明書

- ・福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。
- ・上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。
- ・発行後3か月以内の原本であること。

⑤ 消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明

- ・本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。
- ・証明書の種類は「納税証明書（その3）」とする。（「その3の2」「その3の3」でも可）
- ・発行後3か月以内の原本であること。

⑥ 誓約書（様式4）

- ・代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑦ 役員名簿（様式5）

- ・代表者及び役員（②の委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。
- ・この情報は、市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。
- ・役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任

社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

⑧ 直近の決算 2 年分の財務諸表の写し

・直近決算 2 年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

⑨ 会社概要 (事業概要が分かるパンフレット等でも可)

⑩ 実績表 (様式 6)

・令和元年度から令和 7 年度までに、国、都道府県、市又は独立行政法人が発注する本業務委託と同種または類似業務の実績を記載して提出すること。

9 参加辞退

提案協議参加申込書等を提出した後で、参加を辞退する場合は、下記のとおり参加辞退届を提出してください。

(1) 提出期限、提出方法

令和 8 年 6 月 19 日 (金) 17 時までに、持参、郵送 (必着) 又は電子メールで提出

(2) 提出書類

提案競技参加辞退届 (様式 7)

10 提案書等の提出

資料 1 「提案書作成要領」及び資料 2 「提案仕様書」に基づき、下記のとおり提案書等を提出してください。

(1) 提出期限

令和 8 年 6 月 26 日 (金) 17 時まで

(2) 提出方法

「17 問い合わせ先・提出先」に持参又は郵送にて提出してください。

持参の場合は、土日祝日を除く 9 時から 17 時までに持参してください。郵送の場合は、特定記録又は簡易書留とし、提出期限必着で提出してください。

また、あわせてデータも電子メールで提出してください。

(3) 提出部数

正本 1 部、副本 9 部

(4) 提出書類

すべての書類について、正本以外は提案事業者 (事業者のシンボルマークを含む。) が分からないようにしたうえで、当方から知らせる各事業者名を識別するための記号 (A 社、B 社等) を記載してください。

① 提案書

・書式自由、A 4 判縦使い、横書き、左綴り、ページ番号記載を基本とし、15 ページ以内 (表紙、目次及び見積書は除く。) にまとめること。図面等でこれにより難しい場合は、A 4 判横使いでも可とする。

・資料 1 「提案書作成要領」 1 (1)～(5) の項目ごとに、区分して作成すること。

② 見積書 (任意様式)

・履行期間内に実施する提案内容の一切を含んだ額を記載すること。

・経費の内訳を可能な限り詳細に記載すること。

(5) その他

・提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容としてください。

- ・提出期限までに提出がなかった場合は、提案競技への参加を辞退したものとします。
- ・提出書類提出後の内容の変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。
- ・提出書類は返却しません。なお、提出書類は契約に至った場合に使用するほかは、評価・選定以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。
- ・提出書類は、評価・選定の事務に必要な場合複製することがあります。
- ・選定された提案は、福岡市との協議により内容の変更を求めることがあります。
- ・提案書を含む提出物について、情報公開請求があった場合は、福岡市情報公開条例第7条に掲げる非公開情報を除いて提案書の全部または一部を公開することがあります。

11 プレゼンテーション及び質疑応答

提案書等の提出後、提案競技参加者によるプレゼンテーション及び質疑応答を下記の通り実施します。各社の開始時刻等のプレゼンテーションの詳細につきましては、令和8年6月17日（水）以降に担当者宛に電子メールにてご連絡します。なお、提案者が多数の場合、提出書類等をもとに事前審査を行い、プレゼンテーションの参加対象者を選抜する場合があります。

(1) 実施日（予定）

令和8年7月9日（木）

(2) 実施場所（予定）

福岡市役所近辺会議室

(3) 提案時間

各社 30分程度とします。（提案書説明 20分、質疑応答 10分程度を予定）

※当日の参加者数の状況によっては、提案時間、質疑応答時間が変更となる可能性があります。

(4) 注意事項

- ・出席者は1社あたり3名までとします。
- ・プレゼンテーションは、本事業の業務遂行責任者が行ってください。
- ・プレゼンテーションの際にスクリーン及びプロジェクターを使用する場合は、提出した提案書等に沿った内容としてください。

12 選考

(1) 審査

提案競技参加者から提出された提案の審査は、本市が設置する選定委員会において、資料3「評価項目表」に記載する内容で採点を行い、最も得点数の合計が高かった者を最優秀提案者として選出します。

ただし、得点数の合計が基準点（満点の5割・50点）未満の場合は、最高得点者であっても最優秀提案者となりません。また基準点を満たす最高得点者が複数の場合は、選定委員会で協議の上、最優秀提案者を決定します。

(2) 選考結果

審査結果は、全ての提案競技参加者へプレゼンテーションの翌日以降、担当者宛に電子メールにて通知するとともに、最優秀提案者名は、福岡市ホームページで公開します。

13 失格要件

条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、選定委員等に対する不正な行為が認められた場合、または事業推進に必要な手続きを行わない場合等は、失

格とすることがあります。

14 契約

選考委員会で選考された最優秀提案者と提案内容をもとに最終的な仕様等を決める協議を行い、業務委託契約手続きを行います。なお、契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続きを行います。

15 委託における著作権等の権利の取扱い

- (1) この委託で制作された物（以下「制作物」という。）に係る著作権は福岡市に帰属するものとし、福岡市及び各主要事業における二次利用を可能とします。
- (2) 成果品の納品方法は、契約時に本市と受託者との協議の上決定します。
- (3) 福岡市は、制作物を他の広報物に利用できるものとし、福岡市が認める場合には、受託者は、第三者による制作物の使用を了承するものとし、使用料がかからないこととします。
- (4) (2)の場合において、受託者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受託者がその手続きを行うものとし、

16 その他留意事項

- (1) 提案にかかる費用は、参加事業者が負担するものとし、
- (2) 審査結果に関する質問には回答しません。
- (3) この資料を、他の目的のために使用することは禁止します。
- (4) 本委託の全部または主たる部分を第三者に再委託することは禁止します。
- (5) 本委託業務の契約に際しては、受託者は契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金額を納付しなければなりません。ただし、福岡市契約事務規則第 25 条に該当する場合は、契約保証金を免除することがあります。

17 問い合わせ、提出先

〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号 福岡市役所 14 階
福岡市農林水産局 総務農林部 森づくり推進課
担当：岩下、谷口
TEL：092-711-4846（直通）
電子メール：morizukuri.AFFB@city.fukuoka.lg.jp

18 添付資料

- 【資料 1】 提案書作成要領
- 【資料 2】 仕様書（提案競技時）
- 【資料 3】 評価項目表
- 【資料 4】 業務委託契約書（案）
 - （様式 1） 質問書
 - （様式 2） 提案競技参加申込書兼秘密保持誓約書
 - （様式 3） 委任状
 - （様式 4） 誓約書
 - （様式 5） 役員名簿
 - （様式 6） 実績表
 - （様式 7） 提案競技参加辞退届